

平成 16 年 1 月 6 日

各 位

移転しました

住所 : 横浜市西区みなとみらい2丁目2番1号

電話番号 : 045 (640) 1401 (代)

~~横浜市神奈川区新浦島町一丁目1番地25~~  
株 式 会 社 シ ス テ ム プ ロ  
代表取締役社長 逸 見 愛 親  
(コード番号: 2317)

問い合わせ先 取締役財務経理部長 細野雅博

電 話 番 号 ~~045 (441) 4401 (代)~~

U R L <http://www.systempro.co.jp>

## ストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成 16 年 1 月 6 日開催の取締役会において、商法第 280 条ノ 20 及び商法第 280 条ノ 21 の規定に基づき、ストックオプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を、下記のとおり平成 16 年 1 月 27 日開催予定の当社第 21 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社グループの業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を一層高め、かつ有能な人材の確保に資するため、2. の要領に記載のとおり、当社及び当社子会社の取締役及び従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

なお、新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額は 2. の要領(5)に記載のとおり時価を基準としております。

#### 2. 新株予約権発行の要領

##### (1) 新株予約権の割当を受ける者

当社及び当社子会社の取締役及び従業員

##### (2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 250 株を上限とする。

なお、当社普通株式の分割または併合が行われた場合には、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。

但し、かかる調整は、本件新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生ずる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

##### (3) 発行する新株予約権の総数

250 個を上限とする。

なお、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は 1 株とする。

但し、当社普通株式の分割または併合が行われた場合には、上記(2)と同様の調整を行う。

(4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たりの金額(以下「払込価額」という。)は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の大阪証券取引所における当社普通株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

但し、その価額が新株予約権を発行する日の大阪証券取引所における当社普通株式普通取引の終値(当日に取引がない場合は、その日に先立つ直近日の終値)を下回る場合には、新株予約権発行の日の終値とする。

新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額は、上記払込価額に各新株予約権の行使により発行または移転する株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株の発行(時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、新株予約権発行後、当社普通株式の分割または併合が行われる場合は、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割} \cdot \text{併合の比率}}$$

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成18年1月28日から平成23年1月27日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

(ア) 新株予約権の発行にかかる取締役会において割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、当該新株予約権の権利行使時において当社または当社子会社の取締役または従業員の地位にあることを要する。

(イ) 新株予約権者は権利行使時において、当該行使にかかる新株予約権発行の日以降、破産宣告を受けていないこと並びに当社及び当社子会社の就業規則に基づく減給以上の懲戒処分を受けていないことを要する。

(ウ) 新株予約権者が死亡した場合は、下記(オ)により締結される契約に従い相続人が新株予約権者の死亡の日より3年以内(但し、権利行使期間の末日を超えない。)に限り権利を行使することができる。

(エ) 権利の譲渡、質入れは認めない。

(オ) なお、その他の条件については、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるものとする。

(8) 新株予約権の消却事由及び条件

(ア) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。

(イ) 新株予約権者が権利行使の条件を満たさず新株予約権の全部または一部を行使できな

った場合には、取締役会決議をもって当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で消却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

(注) 新株予約権の具体的な発行及び割当の内容は、平成 16 年 1 月 27 日開催予定の当社第 21 期定時株主総会において、「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件とし、同総会後に開催される当社取締役会の決議をもって決定いたします。

以 上